

## 地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」の公募について(公告)

平成29年度の地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」の受託者を公募します。

平成29年3月17日

一般財団法人かがわ県産品振興機構 理事長

### I 企画競争の概要

#### 1 委託業務名

地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」

#### 2 委託期間 契約締結の日から平成30年3月23日(金)まで

#### 3 業務内容

別添 地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」仕様書のとおり

#### 4 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号のすべてに該当するもの。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者。
- (4) 香川県税等に滞納のない者
- (5) 伝統的工芸品や地場産品などのプロモーションについて、地方自治体などから受注し、的確に履行した実績を有すること。

#### 5 経費の上限額

2,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

## 6 応募意思の連絡

- (1) 連絡方法: 地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」に係る企画競争参加申込書(様式1)を持参またはファックスで下記9「連絡・提出先」まで送付すること。なお、「企画競争参加申込書」の提出後に辞退する場合には、「辞退届」(様式2)を提出すること。
- (2) 締切日時: 平成29年3月27日(月)15時必着(持参または郵送)
  - ※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除き8時30分～12時、13時～17時15分(ただし、3月27日のみ13時～15時)
  - ※期間内に参加申込みをしない者は、企画競争に参加できない。
- (3) 本企画競争に関する質問は、地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」質問書(様式3)により、平成29年3月27日(月)15時まで(下記9「連絡・提出先」へ持参またはファックスで問い合わせること。なお、各応募者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項については、平成29年3月29日(水)17時15分までに、参加者全員に回答をメールもしくはファックスで送付する。

## 7 企画書及び提出物の提出締切

企画書提出期日: 平成29年5月8日(月)15時必着(持参または郵送)

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除き8時30分～12時、13時～17時15分(ただし、5月8日のみ13時～15時)

※ 提出物の内容は、下記8のとおり

## 8 提出物

- (1) 地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」企画書 8部(社名入り1部、社名なし7部)
- (2) 地場産品 PR 推進事業「香川の地場産品プロモーション業務」見積書(様式5) 8部(社名入り1部、社名なし7部) ※ 1部は代表者の職氏名を記載の上、押印し、他7部は写しでかまわない。
- (3) 企画提案者の概要がわかる書類(様式任意) 1部
  - ※ 会社案内、パンフレット等によることも可
- (4) 香川県税等(すべての税目)に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 各1部
  - ※1 企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。(写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)
  - ※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用)を提出する。
- (5) 決算状況を明らかにする書類(直近2事業年度分) 1部

(6) 登記事項証明書 1部

※ 企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。(写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)

9 連絡・提出先

一般財団法人かがわ県産品振興機構 販路開拓部

香川県交流推進部県産品振興課内 藤本

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3383 FAX 087-806-0237 E-mail [pm6337@pref.kagawa.lg.jp](mailto:pm6337@pref.kagawa.lg.jp)

10 その他

(1) 応募にあたっての必要な書類は応募者の負担とし、応募書類は返却しない。また、提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。

なお、一般財団法人かがわ県産品振興機構(以下「機構」という。)が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 企画競争に応募した企業名等は、公表する場合がある。

(3) 応募及び企画競争参加にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 採用された企画提案、デザインなどの著作権は、全て機構に帰属する。

II 企画競争の条件等

1 企画競争の実施方法【プロポーザル方式による書類審査】

見積書と企画書等の受付後、下記により機構が設置する「地場産品PR推進事業『香川の地場産品プロモーション業務』」企画競争審査会において、提出された企画書など書類を審査し、契約候補者を選定する。

2 審査結果は、全ての応募者に対して5月中旬予定で文書にて通知する。

3 契約の締結

選定した契約候補者と機構とが協議し、それぞれの委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。(香川県会計規則第149条に基づき、契約保証金の納付を求める場合がある。)

仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と機構との協議により最終的に決定する。

なお、選定した契約候補者と機構との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その総合評価が次に高い応募者と協議を行う。

4 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

## 5 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、機構と協議の上、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## Ⅲ 様式等

- 1 「地場産品 PR 推進事業『香川の地場産品プロモーション業務』」に係る企画競争参加申込書(様式1)
- 2 「地場産品 PR 推進事業『香川の地場産品プロモーション業務』」に係る企画競争辞退書(様式2)
- 3 「地場産品 PR 推進事業『香川の地場産品プロモーション業務』」に係る企画競争質問書(様式3)
- 4 「地場産品 PR 推進事業『香川の地場産品プロモーション業務』」に係る地方自治体などからの受注及び実施実績書(様式4)
- 5 「地場産品 PR 推進事業『香川の地場産品プロモーション業務』」に係る見積書(様式5)

(参考)

### スケジュール

3月17日(金)	公告開始
3月27日(月) 15時	応募意思表示及び質問書提出の締切
5月 8日(月) 15時	企画書等資料提出締切
5月 9日(火) ~	書類審査
5月中旬予定	審査結果通知